

薬害を学び再発を防止するための教育に関する検討会開催要綱

1 概要

若年層が医薬品に関する基本的知識を習得し、薬害事件を学ぶことにより、医薬品に関する理解を深め、健康被害の防止等に資するため、高等学校用等の教材の在り方について検討するとともに、薬害に関する資料の収集、公開等を恒常的に行う仕組みについて検討することとし、厚生労働省医薬局長の下、有識者の参集を求めて検討会を開催する。

2 検討事項

- (1) 医薬品に関する教育の現状
- (2) 高等学校用等の教材の在り方や内容
- (3) 教材の活用
- (4) 薬害に関する資料の収集、公開等を恒常的に行う仕組み（いわゆる薬害研究資料館など）

3 構成員

別紙

4 その他

- (1) 検討会に座長を置く。
- (2) 医薬局長は、必要に応じ、構成員以外の有識者の参加を求めることができる。
- (3) 検討会の事務局は、厚生労働省医薬局総務課医薬品副作用被害対策室が務める。
- (4) 検討会は原則公開とする。
- (5) 本要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、検討会において定める。

薬害を学び再発を防止するための教育に関する検討会

構成員

(令和6年3月26日現在)

(座長)	えとう 衛 藤	たかし 隆	東京大学名誉教授
	かつむら 勝村	ひさし 久司	全国薬害被害者団体連絡協議会副代表世話人
	くりはら 栗原	あつし 敦	MMR被害児を救援する会事務局長
	ごとう 後藤	ともみ 智己	社会福祉法人はばたき福祉事業団
	さかもと 坂本	じゅんこ 純子	認定NPO法人ささえあい医療人権センターCOML 委員バンク登録会員
	たかはし 高橋	ひろし 寛	岩手医科大学薬学部地域医療薬学科教授
	たかはし 高橋	ひろゆき 浩之	放送大学教授
	たかまち 高町	こうじ 晃司	NPO法人京都スモンの会理事
	たち 館	じゅんじ 潤二	(元)大正大学人間学部教育人間学科教授
	はない 花井	じゅうご 十伍	NPO法人ネットワーク医療と人権理事
	ひぐち 樋口	しずお 静男	くすりの適正使用協議会事務局長
	もちづき 望月	まゆみ 真弓	慶應義塾大学名誉教授

(五十音順、敬称略)

薬害を学び再発を防止するための教育に関する検討会開催要綱（案） 新旧対照表

（傍線部分は変更部分）

新	旧
<p style="text-align: center;">薬害を学び再発を防止するための教育に関する検討会開催要綱</p> <p>1 概要</p> <p>若年層が医薬品に関する基本的知識を習得し、薬害事件を学ぶことにより、医薬品に関する理解を深め、健康被害の防止等に資するため、高等学校用等の教材の在り方について検討するとともに、薬害に関する資料の収集、公開等を恒常的に行う仕組みについて検討することとし、厚生労働省<u>医薬局長</u>の下、有識者の参集を求めて検討会を開催する。</p> <p>2 検討事項</p> <p>（略）</p> <p>3 構成員</p>	<p style="text-align: center;">薬害を学び再発を防止するための教育に関する検討会開催要綱</p> <p>1 概要</p> <p>若年層が医薬品に関する基本的知識を習得し、薬害事件を学ぶことにより、医薬品に関する理解を深め、健康被害の防止等に資するため、高等学校用等の教材の在り方について検討するとともに、薬害に関する資料の収集、公開等を恒常的に行う仕組みについて検討することとし、厚生労働省<u>医薬・生活衛生局長</u>の下、有識者の参集を求めて検討会を開催する。</p> <p>2 検討事項</p> <p>（1）医薬品に関する教育の現状 （2）高等学校用等の教材の在り方や内容 （3）教材の活用 （4）薬害に関する資料の収集、公開等を恒常的に行う仕組み（いわゆる薬害研究資料館など）</p> <p>3 構成員</p>

新	旧
<p>別紙</p> <p>4 その他</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>医薬局長</u>は、必要に応じ、構成員以外の有識者の参加を求めることができる。</p> <p>(3) 検討会の事務局は、厚生労働省<u>医薬局</u>総務課医薬品副作用被害対策室が務める。</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>別紙</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 検討会に座長を置く。</p> <p>(2) <u>医薬生活・衛生局長</u>は、必要に応じ、構成員以外の有識者の参加を求めることができる。</p> <p>(3) 検討会の事務局は、厚生労働省<u>医薬・生活衛生局</u>総務課医薬品副作用被害対策室が務める。</p> <p>(4) 検討会は原則公開とする。</p> <p>(5) 本要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、検討会において定める。</p>